

## 「寄付すればよい」という問題では済まされない！ 根本は理事会決定にあり！

- 理事会は何ら責任を果たしていない！
- 学生・父母の声に確信を持ち、民主的学園づくりに  
まい進しよう！！

先日 26 日の新聞報道（裏面参照）でも明らかなように、川本八郎前理事長（現相談役）が退任慰労金 1 億 2 千万円のうち、3000 万円を学園に寄付することを明らかにしました。明らかに学生・父母、教職員の批判の中で、部分的寄付に追い込まれ、動いたといつてよいでしょう。

しかし、一般理事会でいきなり慰労金倍額にすることを決め、何故 2 倍なのかも明確な説明が出来ず、また父母からも批判が高まっていることについて、理事会は責任を果たしていないことについては、何ら変わりませんし、根本的に解決していません。この問題は、慰労金を受け取った個人の問題ではなく、この間教職員組合が指摘してきた理事会の問題であることをもう一度確認しておく必要があります。（そもそも寄付をするのであれば、はじめから受け取らなければいいという問題はありますが・・・）引き続き、組合としては、理事会の慰労金倍額の責任追及をするとともに、増額分の退任慰労金全ての返還、そして、全学構成員を中心とした学園ガヴァナンスへの改善を目指していきたいと考えます。そのうえで、今回の相談役の部分的寄付を受けつつも、以下の問題点を指摘しておきます。

### 学生のために使うというなら、高額な退任慰労金自体が問い直されるべきではないか。

総計 1 億 6 千万円の退任慰労金を支払った時点で、それは課税対象となり、多額の税金の支払い義務が発生します。新聞報道によれば、相談役は学生のために寄付をしたとされていますが、学生のために使うのであれば、慰労金にして税金が課税される形ではなく、はじめから学園財政として学生のために使った方が税の支払いも発生せずにお金は有効に使われます。そもそも、学校法人が公益法人として税金を免除されているのは、教育という公益に資するからです。多額の退任慰労金を支払い課税され、そのあと寄付するなどということはお金の使い方として非効率だけでなく、公益法人のお金の使い方として、極めて不適切です。退任慰労金を支払ってしまったがために多額の税金が課されてしまうと、3000 万円を寄付しても、退任慰労金を支払わなかったら教育に有効利用できた税金部分は戻ってきません。

### 退任慰労金とは、退職金なのか、賞与なのか。

また、新聞報道で見る限り、法人は「退職金」扱いで、税額を計算しているようです。しかし、それは税務上正しいといえるのでしょうか。前理事長・前総長の退任慰労金を「退職金」とするならば、同じ人物が理事の中でポストを変えるたびごとに退職金を得ることができることとなります。一方、他の学校法人で多額の役員退職金を複数回同じ人物に支給したがために、税務署からは退職金として認定されず、賞与（役員報酬）として高率の税金を課された例もあります。立命館は教育機関です。教育機関にふさわしく法に則った適切な処理ができない場合は、立命館の社会的責任、学問的威信に傷がつくことは避けられません。（前理事長→現相談役（常勤）、前総長→現理事長）

## 退任慰労金の倍増自体は何も変化がないが、これでよいのか。

さらに、現相談役がたとえ退任慰労金を全額寄付したとしても、その規程が変更されていない以上、同じだけ高額の退任慰労金が、少なくともこれから後に全ての理事長・総長の退任時に支給されることに変わりはありません。そういう意味では、批判されるべき大元は全く不変の状態です。

## 現相談役、現理事長は退職金を三度もらうのか。

さらに、規程の問題で言えば、すでに現理事長は、退職金扱いのお金をあともう一回、つまり通算三回もらうことが既に決まっています。また、現相談役も、今回の規程改正で三度目の退職金扱いのお金をもらう可能性が出てきています。現理事長が三度目の退職金扱いのお金を得ることをやめさせるためには、規程の改正が必要です。現相談役が三度目の退職金扱いのお金を受け取るかどうかは、今後の理事会の方針にかかっています。これだけの批判が集まるなか、理事会は規程も変えず、そして相談役に三度目の退職金扱いのお金を支払う決定をするつもりなのでしょうか。学生・父母、教職員に対する説明を行う責任があると考えます。これでは高級官僚の天下りと同じと声も寄せられています。

## 今後一般理事会だけで議論するつもりなのか。

理事会の説明によれば、1999年の大南総長退任慰労金決定時も一般理事会での議決しか行ってこなかったという先例を、今年3月23日一般理事会で退任慰労金倍増を決定した手続き上の根拠として説明しています。しかし、今回、学生・父母、教職員が退任慰労金倍増を批判したように、この問題を全学の声を聞くことなしに理事会の議論だけで決定することは大いに問題があり、この問題を理事会が看過するならば、さらなる社会的批判を呼び起こすことは必至です。これまで一般理事会のみで決めてきたという先例にとられることは本学園にとって有害無益であり、全学的な議論のもとに規程の改正・運用を行っていくことこそが、本学園の利益である点をよく理解すべきです。

これらの問題は、たんに退任慰労金の問題だけではなく、学園ガバナンス全体の問題です。組合はこの間、学生や教職員に依拠せず、わずかの人々によるトップダウンの学園作りを批判してきましたが、理事長と総長という二人の退任慰労金のために社会的批判を浴び、その問題を多くの教職員の知らない間に一般理事会だけで決定してきたことは、そういう学園ガバナンスの典型です。さらにいうと、学内では到底まとまらない議題をいきなり一般理事会の場で決したことは、学部長らの反対論を押さえ込む姑息な手段であるとともに、学内事情を知らない学外理事に責任を負わせてしまおうとする点で、二重に姑息です。退任慰労金問題のみならず、教育研究・賃金労働条件での決定的な展開を作り出すためにも、学生や教職員に依拠した学園ガバナンスへの転換を目指していく必要があります。

## 行 動 提 起

- ①上記の疑問を軸に、教授会、職場などで、退任慰労金問題について旺盛に議論を展開しよう。
- ②職場決議、教授団声明をもちより、結集しよう。

立命館前理事長

# 退任慰労金の一部寄付

## 倍増批判 関係は否定

107.5.26(土) 京都新聞

学校法人立命館(京都 二十五日に開かれた定例市中央区前理事長の川本八郎相談役(左)が、一億二千万円に倍増させたことで教職員から批判を受けている高額の退任慰労金について、「一部を立命館に寄付する」と、支給された退任慰労金一億二千万円のうち、税金未、約十二年間務めた理事長を退任して相談役に円の中から、三千万円を「学生のために使ってもらうため、立命館に寄付したい」と説明したという。川本相談役は今年一月を改定したため、大学の

立命館広報課は、「川本相談役は当初から寄付しようと考えていた。批判を受けて決めたのではない」と説明している。

教員を中心に「教職員の一時金を削減しながら、高額の慰労金問題は、などと批判が集まり、見直しを求める声が高まった。さらに、大学の教職員百二十五人が、一時金の削減分の支払いを求める大規模訴訟を年内に起こす準備を進めている。

2007年5月26日(土) 京都新聞